

復興まちづくりの検討に当たっての基本的考え方

(令和6年2月22日「復興まちづくりに当たっての参考資料～令和6年能登半島地震からの被災地再生への
みちしるべ～」より抜粋)

復興まちづくりの検討に当たっては、被災された方々が、再び住み慣れた土地に戻って来られるよう、そして一日も早く元の平穏な生活を取り戻せるようにすることが何よりも重要です。

復興まちづくりは、地域の将来像を描き、実現していく取組そのものであることから、被災者をはじめとする地域住民が地域の将来像を共有し、地域が中心となって進めていく必要があります。

このため、検討に当たっては、まず市町村において地域住民の意向を丁寧に伺うとともに、まちづくり協議会など地域の意見を集約・形成していく場をつくり、それを活用してしっかりと議論を重ねることが大切です。こうしたプロセスを経て、地域の将来像とその実現手法を復興まちづくり計画として取りまとめた上で、その後は、計画に盛り込まれた一つ一つの事業について合意形成を図りながら進めていくこととなります。その際、住民の意向は時間の経過とともに変化する可能性があることについても留意する必要があります。

これまでの災害からの復興の経験を踏まえると、地域住民が時間をかけて検討するはずであった住まいや暮らし、生業の将来について、災害を契機として、短期間で考え判断していかざるを得なくなり、結果として、大災害は、その地域における社会トレンドを加速させるという側面があると言われています。

特に今回の地震においては、高齢化・過疎化の進行する半島部の市街地や集落が被災地となったこと、建物の倒壊だけでなく、火災、津波、液状化、海底隆起など多様な被害が広範囲に発生したことを踏まえると、被害への対応も地域特性や被害状況に応じた多様なものとする必要があります。このような地域特性や被害状況を考慮しながらも、できるだけ早く地域の将来の姿を示すことが重要となります。

具体的には、市町村においては、被災者の住まいを確保する早期の段階から、コミュニティの維持や生業の再生に十分に留意しながら、可能な限り元の住まいの近くでの居住の確保を考えるなど、地域の住民一人一人が、住まいと暮らしや生業についての将来展望を持てるような、まちの姿を示していく必要があります。

復興の主体は、住民に最も身近で地域のことを理解している市町村です。市町村が地域の将来像を描き、その実現に向けて施策を推進するに当たっては、国は、その実現を後押しするために必要な制度を用意するとともに、県とともに技術的な支援や人的支援を行っていきます。

復興まちづくりに当たっては、市町村、県、国が相互に協力し、それぞれが役割分担しつつ、地域の将来像の実現に向けて、必要な事業を調整し実施していくことが重要です。

こうしたことから、復興まちづくりを円滑に進めるためには、以下の3点を基本的な考え方とすることが必要と考えられます。

- ① 地域住民の意向を丁寧に把握し、地域に寄り添った合意形成手続きを進めること。
- ② 住まいと暮らし、生業について将来展望を持てる地域の姿を早期に示すこと。
- ③ 自治体が考える地域の将来像の実現を後押しするため、国は必要な支援制度・事業を明示し、バックアップしていくこと。

また、まちの再生は、住まいや店舗等の建物と、道路や水道等の各種インフラや、高齢者施設・学校・文化財といった地域の核となる施設などからなる「まちのかたち」と、水産業、農林業、伝統産業・観光業等からなる「人々の生業とまちのにぎわい」が、それぞれうまく組み合わさり整合した形で行われることが重要です。

※ 抜粋者注

アピール呼びかけ人は、第2段落、第3段落を重要な指摘として評価します。ただし、それ以外の部分については、必ずしも肯定するものではありません。一般論として「できるだけ早く地域の将来の姿を示す」ことの重要性は否定しませんが、それは行政側が示すのではなく、被災者の協議の場における意見交換（exchange）の積み重ねの中から築くべきものであり、その積み重ねを経てもなお、同意しない被災者にも差別なく支援と生活再建の道を開くことを怠ってはならないと考えます。

また、国が明示するとされる支援制度も、被災者の意見交換の積み重ねが「地域の将来の姿」に辿り着く前に拙速に示すべきではありません。アピールで指摘したように、制度の適用は、便益を受ける人、受けない人、不利を被る人、免れる人を生じさせるので、便益を受けない人、不利を受ける人への処遇と支援を併せて用意できないと、被災者同士の協議を著しく困難にします。既存の制度だけにこだわらず、多様な被災者の意向に応える制度、また、意向の変化にも柔軟に対応可能して、被災者のトライアンドエラー（やりなおし）を許容できる制度を現場から築いていくことこそ重要であると考えます。